

社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会
令和8年度介護用品支給事業の業者選定に係る仕様書

1. 事 業 名：介護用品支給事業
2. 支 給 方 法：
 - ①支給回数は毎月1回（各受給決定者にとって隔月の受給）
※本会にて隨時、新規申請・中止などを受けつけ、予め受給決定者の宅配月を偶数月または奇数月に区分けする。
 - ②受給決定者宅への宅配を原則とし、不在の場合、置き配や再宅配などあらかじめ利用者と受渡し方法について確認すること。
 - ③配達完了が分かるように受け取り時の確認印や置き配の確認・連絡日時など記載すること。
 - ④受給対象者が福祉施設・病院等へ長期入所・入院する場合は、本会にて確認し、御社へ連絡の上、支給を中止すること。

<その他>

※本会にて住民税課税世帯又は非課税世帯を確認し、課税又は非課税の状況によって支給量の限度を確定する。

※本会にて受給対象者を決定し、御社に必要情報を提供した後、御社にて直接、受給決定者又は介護者と支給品目等についての確認を行うこと。
3. 支 給 品 目：別紙のとおりとする。
4. 支給実績報告：
 - ①毎月1回、速やかに前月支給実績報告書（受給者ごとの支給品目や数量の記録）と配達の確認ができるものを本会へ提出すること。
 - ②年度終了後、速やかに年間支給実績報告書（年間の支給品目と数量などの記録）を本会へ提出すること。
5. 支 払 方 法：御社からの前月支給実績報告書及び当該請求書にもとづいて、本会は原則、30日以内に指定口座に振り込む。
6. 契 約 期 間：令和8年4月1日～令和9年3月31日（1か年度）
7. 見 積 方 法：
 - ①支給品目ごとに1枚（本）又は1袋（セット）単位の定価及び税込価格（10%）をそれぞれ表示すること。
 - ②見積書には各支給品目に相当する御社取扱商品の概要を示したパンフレット等を添付すること。
 - ③見積書の提出期限：令和8年1月16日（金）17:00まで【厳守】
8. 個人情報の取扱い：受給決定者に関する個人情報については、第三者等への情報漏えいなどがないよう厳重に注意し取り扱うこと。
9. そ の 他：
 - ①介護用品支給事業の紹介用パンフレットを年間200部程度作成し、本会へ納品すること。
 - ②本会がやむを得ない事情により本事業の縮小又は廃止をする時は、損害賠償なしに契約を解除できること。

社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会
介護用品支給事業の概要

1. 支給対象者：葉山町民かつ葉山町内において在宅で生活されている以下の者とする。
- ①介護保険制度における被保険者で要介護度3～5の認定を受けている者
②障害者手帳の発行を受けている重度障害児者で、排泄用具の利用を常時必要とする者

2. 支給品目（令和7年度の年間支給数量見込み）

1	紙おむつ テープS (28)、M (118)、L (144)、XL (16) 袋
2	紙おむつ パンツS (70)、M (182)、L (98) 袋
3	紙おむつ パンツ薄型S (74)、M (252)、L (184) 袋
4	尿パッド 昼用 (234) 袋
5	尿パッド 夜用 (606) 袋
6	尿パッド パンツ用 (240) 袋
7	紙おむつスリムフラット (40) 袋
8	布団、シーツの汚れ防止用シート (50) 袋
9	紙おむつ用ぬれタオル (204) 袋
10	からだ拭き用ぬれタオル (160) 袋
11	おむつ取替え手袋 (18)
12	ドライシャンプー (14) 本
13	清拭剤 (16) 本
14	小人用 紙おむつ テープM (0)、L (0)、Big (12) 袋
15	小人用 紙おむつ パンツM (0)、L (14)、Big (18) Big大 (22) 袋
16	中人用 紙おむつ テープ (0)
17	中人用 紙おむつ パンツ (0)
18	中人用 パット (0)

※支給品目について、複数の商品がある場合は、商品ごとに見積りを記載してください。

【問い合わせ・提出先】

社会福祉法人 葉山町社会福祉協議会（担当：倉本・竹島・姥名）

〒240-0112 葉山町堀内 2220 葉山町福祉文化会館内

TEL 046-875-9889 FAX 046-876-1873